

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審			控訴審			上告審														
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
関係	消費税		国(川口税務署長)	完結	26.2 ~ 30.2	3	須藤訟務官 宮坂専門官 岡崎実査官	東京地方3		R2.10.7	R4.10.26	棄却	東京高等20		R4.11.8	相手側	R5.3.31	取下げ							
大阪	所得税		国(宇治税務署長事務承継者伏見税務署長)	係属	28 29	1	梶本訟務官 市原実査官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6	相手側									
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	係属	24~29	2	三島訟務官 長谷川専門官 星野実査官	静岡地方2		R2.10.15															
大阪	法人税		国(東山税務署長)	係属	25/9~ 28/9 28/12	2	福田訟務官 井上実査官	東京地方2		R2.11.30	R5.3.23	棄却	東京高等24		R5.4.4	相手側									
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	完結	29		水田主任訟務官 村岡訟務官 和久里専門官 高橋実査官	岡山地方2		R2.12.19	R4.2.9	棄却	広島高等岡山支部		R4.3.1	相手側	R4.12.22	棄却	最高一小			R5.1.9	相手側	R5.5.10	棄却
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	26.27	2	大塚訟務官 森西実査官	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26	相手側	R5.5.24	棄却	東京高等20			R5.6.16	相手側		
熊本	国賠		国	完結	26.4~ 02.3	1	福田訟務官 鈴木実査官	東京地方23		R2.12.28	R4.4.12	棄却	東京高等19		R4.4.25	相手側	R4.11.29	棄却	最高二小			R4.12.9	相手側	R5.5.19	棄却
東京	所得税		国(京橋税務署長)	完結	26~30	1	落合訟務官 平戸専門官	東京地方51		R2.12.29	R5.3.16	棄却													
東京	所得税		国(小石川税務署長)	完結	28~30	2	笹田訟務官 峯川主査	東京地方38		R3.1.20	R5.3.14	棄却													
仙台	相続税		国(仙台北税務署長)	係属	26	1	倉成主任訟務官 音道訟務官 尾崎実査官	東京地方51		R3.1.26															
関係	消費税		国(新潟税務署長)	完結	27.3 ~ 30.3	1	須藤訟務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方38		R3.2.16	R5.8.29	棄却													
関係	消費税		国(根生税務署長)	係属	28/3 ~ 31/3	3	加藤訟務官 角木専門官 斎藤実査官	東京地方51		R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24		R5.6.8	相手側									
東京	所得税		国(目黒税務署長)	係属	25	2	八重樫訟務官 瀬専門官	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3	相手側	R5.8.2	棄却	東京高等5			R5.8.15	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審				控訴審				上告審													
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
高松	消費税	国(丸亀税務署長)	完結	本人訴訟 原告が行った営業用太陽光発電設備2件の設計、設置及びそれに付随する業務の契約に係る課税仕入れの時期はいつか。	31/3	1	宇野松務官 陶山専門官	高松地方		R3.4.6	R4.6.9	棄却	高松高等2		R4.6.20	相手側	R4.12.15	棄却	最高一小		R4.12.27	相手側	R5.5.10	不受理		
東京	法人税	国(神田税務署長)	係属	本件における各更正請求は、国税通則法23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	26/7 ~ 30/7	1	小崎松務官 阿部実査官	東京地方51		R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高等7		R5.3.6	相手側										
仙台	法人税	国(仙台北税務署長事務承擔者仙台中税務署長)	係属	消費税 外注費の過大計上、横領損失計上漏れ及び損害賠償請求権計上漏れに対する更正処分及び追加課税賦課の適否	24/9~ 29/9	1	音道松務官 秋山実査官 尾崎実査官	仙台地方2		R3.4.19																
東京	法人税	国(新宿税務署長)	係属	処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	24/3 ~ 26/3	3	木下松務官 海老澤主査	東京地方51		R3.4.28																
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	係属	法人税法81条の9第2項の規定に基づき、被合併法人の同法57条2項に規定する未処理欠損金を原告の連結欠損金額とみなし、同法81条の9第1項の規定を適用して当該連結欠損金額に相当する金額を損金の額に算入したことは、同法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか。	29/3	3	小崎松務官 吉留専門官	東京地方3		R3.4.30																
大阪	所得税	国(西宮税務署長事務承擔者芦屋税務署長)	係属	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金に該当して非課税所得となるか	30	1	小谷松務官 荒木実査官	大阪地方7		R3.5.11	R4.12.22	棄却	大阪高等7		R4.12.26	相手側	R5.7.26	棄却	大阪高等7		R5.8.4	相手側				
広島	法人税	国(廿日市税務署長)	係属	地上権設定契約に基づく権利金5億円を所得金額に計上すべきか否か 権利金を計上しなかったことは、原告の隠蔽と評価すべき行為に該当するか否か	30/3	2	村岡松務官 赤代専門官 山口実査官 高橋実査官	広島地方2		R3.5.31	R5.7.31	棄却	広島高等3		R5.8.7	相手側										
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	係属	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	矢上松務官 尾野実査官	熊本地方2		R3.6.2																
東京	消費税	国(本所税務署長)	完結	課税仕入れのうち、住宅用に買収されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/4 ~ 30/4	1	高橋松務官 竹本実査官	東京地方3		R3.6.8	R5.9.29	棄却														
東京	法人税	国(横須賀税務署長)	係属	1 相手側の役員が負った第三者に対する損害賠償金等は、本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されるか否か。 2 上記損害賠償金に係る訴訟費用(弁護士費用)は、本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か。 3 上記損害賠償金等について、相手側に源泉徴収義務があるか否か。(消費税)	26/9、 28/9	1	笹田松務官 鈴木実査官	横浜地方1		R3.6.9																
福岡	法人税	国(行橋税務署長)	係属	青色申告承認取消処分の適法性(2期連続期後申告となったことに納税者の責めに帰すべき事由があるか否か)	1/6	1	松隈松務官 菊元実査官	福岡地方1		R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高等4		R4.12.20	相手側	R5.6.30	棄却	福岡高等4		R5.7.11	相手側				
東京	消費税	国(芝税務署長)	完結	課税仕入れのうち、住宅用に買収されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/3~ 31/3	3	高橋松務官 竹本実査官	東京地方51		R3.6.25	R5.8.22	却下 棄却														
東京	所得税(源泉)	国(川崎南税務署長)	完結	相手側が非居住者等に支払った旅費等に相当する額は、国内源泉所得に該当し、その支払につき相手側に所得税法212条1項に規定する源泉徴収義務があるか否か。	27/2.7.1 0.11、 28/1~ 3.8.12、 29/6.9.1 2、 30/1.2.4、 6.7.9.10	1	木村主任松務官 松永実査官	東京地方3		R3.7.7	R4.9.14	棄却	東京高等23		R4.9.29	相手側	R5.4.26	棄却								

